

令和 2 年 4 月 1 4 日

総合政策局運輸審議会審理室

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案」 に関する答申について

令和 2 年 2 月 2 6 日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、標準的な運賃として定めることが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（答申結果は別添のとおりです）。

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 大沢、小林
(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案に関する問合せ先]

自動車局貨物課 柳瀬、吉見
(代表) 03-5253-8111 (内線 41333)
(直通) 03-5253-8575、(FAX) 03-5253-1637

国 運 審 第 2 号
令和 2 年 4 月 1 4 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
に関する諮問について

令 2 第 6 0 0 1 号

令和 2 年 2 月 2 6 日付け国自貨第 1 4 0 号をもって諮問された上記の
事案については、令和 2 年 4 月 2 日に東京都において公聴会を開催し、
審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

貨物自動車運送事業法附則第1条の3の規定に基づく標準的な運賃については、別紙のとおりとすることが適当である。

理 由

1. トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題であるとともに、その労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にある。また、トラックドライバーを含む自動車運転従事者については平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、令和6年度から年間960時間の時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることとされ、トラック運送業における働き方改革の実現は喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年12月、ドライバー不足により物流が滞ることのないよう、トラック運送業の健全な発達を図るために規制の適正化を図るほか、ドライバーの労働条件の改善等を図りトラック運送業において働き方改革を進める観点から「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(平成30年法律第96号)(以下「改正法」という。)が成立し公布された。

改正法は、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「荷主対策の深度化」及び「標準的な運賃の告示制度の導入」の四本の柱からなっている。このうち、「標準的な運賃の告示制度の導入」については、トラック運送事業者の大半が中小事業者であり、荷主に対する交渉力が弱いこと等から、必要なコストに見合った対価を収受しにくい状況にあることを踏まえ、トラック運送事業者が法令を遵守しつつ、持続的に事業を運営することができるよう、適切な対価を収受できる環境を整えることが重要であるとの考えのもとに新設された。

また、標準的な運賃の告示制度については、令和6年度から自動車

運転従事者の時間外労働の罰則付き上限規制が適用されること等を踏まえ、法令を遵守して事業運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的であるとの考えのもと、令和5年度末までの時限措置となっている。

さらに、改正後の貨物自動車運送事業法附則第1条の3第3項において、国土交通大臣は、標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならないとされている。

このような状況を踏まえ、国土交通大臣は、本事案について当審議会に諮問したものである。

2. 国土交通大臣は、標準的な運賃を定めるにあたっては、同法附則第1条の3第1項に基づき、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準とすることとされている。

なお、令和6年度から自動車運転従事者の時間外労働の罰則付き上限規制が適用されてもなお、持続可能な物流機能が維持確保できるよう、標準的な運賃は、長時間労働と低賃金等の労働条件を改善することを目的としている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、公聴会において所管局の陳述及び公述人の公述を聴取し、さらに所管局から当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次のとおりである。

- (1) 標準的な運賃は、運賃表の形式、車種等の違い、地域差、料金の取扱い、帰り荷の取扱いを考慮し、能率的な経営を行っている事業者のデータを使って原価と利潤を算出し、原価に利潤を加えて設定されている。

- ① 原価の各費目についてはそれぞれ次のように設定されている。
 - ・変動費は、走行距離に比例して発生する費用を指し、その各費目は次のように設定されている。

燃料費については、軽油単価は変動幅が大きいいため燃料サーチ

ヤージ制の導入を前提に、全国一律100円/ℓと設定されている。燃費は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

オイル費については、オイル単価は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。1回当たりオイル量は原価調査結果による全国平均値が設定されている。オイル交換1回分の工賃は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。オイル交換走行距離は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

タイヤ費については、タイヤ1本当たり費用は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。タイヤ交換本数は原価調査結果による全国平均値が設定されている。タイヤ交換1回分の工賃は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。タイヤ交換走行距離は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

尿素水費については、尿素水単価は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。1ℓ当たり走行距離は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

車検・修理費については、年間車検整備費は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。年間一般修理費は原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。次回車検・修理までの走行距離は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

- ・ 固定費は、走行距離に関係なく発生する費用を指し、その各費目は次のように設定されている。

車両償却費については、車両調達価格及び付属備品等の費用は、原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。車両償却年数は、車両購入に係る融資の返済期間やリース車両の半数の使用年数が5年であることと、車両の整備費用が購入から5年経過すると増加するという調査結果を踏まえつつ、また事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えを促すとともに、経営環境の維持・改善を図る観点から、5年と設定されている。

人件費については、トラック運送業におけるドライバーの長時間労働と低賃金等の労働条件を改善しなければドライバー不足の解消は困難であり、持続可能な物流機能の維持確保のためには、ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を全産業の平均的水準に改善することが必要であることから、運輸局ブロックごとに全産業平均の時間当たり単価を基礎とし、福利費率が加味されている。なお所定外の人件費単価は、労働基準法に基づき所定内労働時間単価に1.25を乗じて算出されている。

税金については、自動車取得税、自動車税及び自動車重量税は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

保険については、自賠責保険料及び任意保険料は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

荷役関連の消耗品費については、原価調査結果の値に地域物価指数を乗じて算出されている。

借入金利息については、ベースとなる資産額は事業用固定資産に営業費の4%にあたる運転資本を加えて算出されている。他人資本構成比率は総資産に占める負債の部の比率が設定されている。金利は日本銀行統計値が設定されている。1事業者当たり平均車両数は原価調査結果による全国平均値が設定されている。

- ・間接費（一般管理費等）

事業者ごとに状況が異なるため、全産業平均の水準も踏まえつつ、原価調査の対象事業者全体における間接費の比率が設定されている。

- ② 利潤は、「原価計算要領」(平成6年2月15日付け自貨第12号)に基づき、ベースとなる資産額に自己資本構成比率及び適正利潤率を乗じた、自己資本に対する利潤額が設定されている。

(2) 運賃表になじまないものについては、別途割増率を設けるか、実費を収受することとされている。

- ① 割増率の設定

- ・特殊車両割増

原価が異なるバン型を想定した冷蔵冷凍車について、通常の冷

蔵冷凍車を使用する場合の原価（固定費及び変動費）は、通常のバン型車両を使用する場合の原価に比べて約2割高い水準であるという調査結果に基づき、割増率は2割と設定されている。

- ・ 休日割増

人件費構成比（約50%）に法定割増率（35%）を乗じて、割増率は2割と設定されている。

- ・ 深夜・早朝割増

人件費構成比（約50%）に法定割増率（深夜早朝の場合は25%、深夜早朝かつ時間外の場合は50%）を乗じて、割増率は2割と設定されている。

② 待機時間料

通常、事業者の立てる運行計画において、ドライバーは基準時間内はすべて稼働させることを前提とされており、実態上、待機時間が基準時間外の労働と直結することとなっているため基準外人件費を基礎とし、福利費率が加味されている。車格差については、実態調査により把握した基準内人件費の算定における車格ごとの人件費の差が考慮されている。

なお、以下の項目については、それぞれ次の理由で、標準的な運賃の対象外とされている。

- ① 積込料及び取卸料については、物の性質や重量等によって当該作業に係る料金の変動するものであること。
- ② 附帯業務料金については、「附帯業務」の内容が、対象運搬物の業界ごとの慣習等により様々であり、それらに対する対価は一律に「標準的」なものは定めがたいこと。
- ③ 実費については、有料道路料金等その都度かかる費用であり、一律に「標準的」なものを定めることにはそぐわないこと。
- ④ 燃料サーチャージについては、燃料価格の変動によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度であるため、別途定めるところにより収受することとしていること。

4. 以上のように一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃は、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準としたものであるので、本事案は上記2. の基準に適合するものとして、貨物自動車運送事業法附則第1条の3に基づき、国土交通大臣が標準的な運賃として定めることは適当である。

要望事項

貨物自動車運送事業法附則第1条の3の規定に基づく標準的な運賃は、トラック運送業におけるドライバー不足やドライバーの長時間労働と低賃金等の労働条件を改善することを目指し、また、令和6年度から自動車運転従事者の時間外労働の罰則付き上限規制が適用されてもなお物流機能が維持できるようにするとともに、トラック運送業における働き方改革を進めるものであることに鑑み、国土交通大臣は、トラック運送事業者が法令を遵守しつつ、持続的に事業を運営することができるよう、適切な対価を収受できる環境を整えるため、以下の取組を行って頂きたい。

- (1) 標準的な運賃について、中小事業者においても運賃の再検証や荷主に対する交渉力の強化に活用できるよう、具体的な算出方法等について出来るだけ早期にわかりやすく丁寧に解説する等、事業者に対して必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 標準的な運賃による効果が、下請け事業者やドライバーに対しても還元されるよう、事業者の取組を定期的に評価・分析し、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。
- (3) 関係省庁とも連携し持続可能な物流の実現のために、荷主の理解と協力が得られるよう、あらゆる手段を講じて直接働きかけるとともに、トラック運送業の取組に対する国民の理解促進に努める等、トラック運送業における労働条件の改善に資する必要な取組を行うこと。

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,610	8,810	11,740	15,270

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,410	8,590	11,500	14,970

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

I 距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,640	8,850	11,770	15,290

I 距離制運賃表

中部運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,440	9,680	12,660	16,340

I 距離制運賃表

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370

I 距離制運賃表

中国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,850	9,060	11,990	15,560

I 距離制運賃表

四国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて10km を増すごとに加算す る金額	1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
			局 別				
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
礎 額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加 算	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
		沖縄	280	340	510	710	
額	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごと に(4時間制の場合であ つて、午前から午後 にわたる場合は、正 午から起算した時間 により加算額を計算 する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770	
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300	

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。